

令和 8 年 10 月 27 日
南箕輪村長 藤城 栄文

入 札 公 告

給食運搬車の売却に係る一般競争入札を実施するので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項及び南箕輪村財務規則（昭和 54 年 3 月 16 日規則第 2 号）第 106 条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

1 売却物件及び予定価格（最低売却価格）等

(1) 売却物件及び予定価格（最低売却価格）

物件 番号	物件名（車種）	型 式 車体番号	初年度登録年月	予 定 価 格 （最低売却価格）
1	給食運搬車 （三菱キャンター）	GE-FB510B FB510B560754	平成 14 年 3 月	7,171 円

※1 予定価格（最低売却価格）は消費税及び地方消費税を含みません。

※2 予定価格（最低売却価格）はリサイクル預託金相当額を含んでいます。

※3 詳細は、物件調書のとおりとなります。

(2) 売払代金は、落札者が入札書に記載した金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額となります。

2 入札参加資格

入札の参加者となることができるのは、個人又は法人とし、次に掲げる事項全てに該当することとします。

- (1) 公告の日から落札決定日現在において、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれにも該当しない者、又は当該各号に該当する事実があった後 2 年を経過している者。
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員その他反社会的団体及びその構成員でない者。

3 入札参加申込み

入札参加希望者は、事前に申込みが必要となります。

(1) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 添付書類（1 ヶ月以内に発行されたもの、写し可）

【個人が申し込む場合】

住所の確認ができる書類（住民票又は運転免許証・マイナンバーカードの写し等）

【法人が申し込む場合】

事業所の所在地の確認できる書類（営業証明書又は登記事項証明書の写し）

(2) 提出方法

南箕輪村役場財務課財政係へ持参又は郵送により提出してください。

【持参の場合】

午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで（土・日・祝日・年末年始の閉庁日を除く。）

【郵送の場合】

一般書留、簡易書留、又は特定記録郵便とし入札参加申込期間内に到着したものを有効とします。

(3) 提出期限

令和 8 年 11 月 20 日（金）午後 5 時 00 分まで

(4) 提出場所

〒399-4592

長野県上伊那郡南箕輪村 4825 番地 1

南箕輪村役場 財務課 財政係（庁舎 1 階）

(5) その他

ア 申込書等の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とします。

イ 提出された申込書等は、参加資格の確認以外には使用しません。

ウ 提出された申込書等は、返却しません。

エ 申込書受理後における申込書の差替え又は再提出は認めません。

オ 入札参加申込み後、入札参加を辞退する場合は、入札当日までに入札辞退届を提出してください。

4 入札に関すること

(1) 日 時 令和 8 年 11 月 24 日（火）午後 1 時 30 分から

(2) 場 所 南箕輪村役場 2 階 第 2 会議室

(3) 入札方法

ア 物件番号ごとに入札を行います。金額は、1 台分を記載してください。

イ 入札書には、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、所在地・名称及び代表者名）を記載の上、押印し指定場所へ提出してください。

ウ 申込者（本人）以外の者（代理人）が入札する場合は、入札書の住所・氏名欄に記載の上、押印し指定場所へ提出してください。

エ 代理人が入札する場合は、申込者本人からの委任状が必要ですので、所定の様式に必要事項を記載の上、入札書と併せて提出してください。

オ 一旦提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

カ 入札書は、一般書留、簡易書留、特定記録郵便で提出することができます。この場合、封筒の表面に「給食運搬車売却に係る入札書」と明記してください。なお、所定の入札日時までに到着しなかったときは、当該入札は無効とします。

(4) その他

入札保証金は免除します。ただし、落札者が契約を締結しなかったときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。

5 入札の無効

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札書の記載事項等に不備がある入札
- (3) 委任状を提出しない代理人の入札
- (4) 入札金額を訂正した入札
- (5) 同一人が、一物件について2通以上入札書を提出した入札
- (6) 入札に際して不正の行為があったと認められる入札

6 開札及び落札者の決定

- (1) 開札は、入札後直ちに入札参加者の立会いのもとで行います。入札参加者が開札に立ち会わない場合は、村が指定した者を立会いさせて開札します。この場合、異議申立はできません。
- (2) 入札の結果、予定価格（最低売却価格）以上で最高の価格をもって応札された者を落札者とします。
- (3) 前項に該当する同じ価格の応札者が二人以上あった場合は、直ちに当該入札参加者にくじを引かせて落札者を決定します。なお、同じ価格の応札者はくじを引く義務を有し、これを辞退することはできません。くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとします。
- (4) 開札した結果、落札者がある場合はその者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者のない場合はその旨を、開札終了後直ちに入札参加者へ公表します。

7 契約の締結

- (1) 契約書は、別紙「売買契約書」のとおりとなりますので、内容を十分ご確認ください。
- (2) 落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければなりません。
- (3) 落札者が期日以内に契約を締結しない場合は、落札はその効力を失います。
- (4) 売買契約書に添付する収入印紙、その他契約の締結に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

8 売払代金の納付

売払代金は、村の発行する納入通知書により契約締結日から指定した日までに納付してください。

9 所有権移転及び車両引渡し

- (1) 当該車両の所有権は、購入代金を納入したときに落札者に移転します。

- (2) 危険負担は当該車両引渡し後、落札者に移転します。
- (3) 村は、落札者が購入代金を納入した後、落札者の申請により当該車両に係る譲渡証明書等の所有権移転登録に必要な書類を落札者に交付します。
- (4) 落札者は、移転登録後速やかに、南箕輪村役場財務課財政係へ自動車検査証の写し又は登録事項等証明書の写しを添えて、移転登録完了報告書で報告してください。
- (5) 当該車両の引渡しは、(4)の報告があった後速やかに行うものとし、受領後は速やかに物品受領書を南箕輪村役場財務課財政係へ提出してください。
- (6) 転売又は資機材としての販売等の用途とする場合は、前2号に依りません。

10 その他

- (1) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがあります。
- (2) 引渡しの際の移動は、落札者の負担となります。
- (3) 現況有姿で引渡し、品質保証、返品、交換は行いません。
- (4) 引渡し後の不調や故障についての補償は行いません。
- (5) 車体に書かれている自治体名等のデザイン・文字は、落札者の負担で必ず除去してください。除去後の車両写真を名称消去完了報告書（様式第6号）に添えて財務課に提出してください。※持参又は郵送。

11 問合せ先

〒399-4592 長野県上伊那郡南箕輪村 4825 番地 1
南箕輪村役場財務課財政係
TEL 0265-72-2321（直通）
FAX 0265-73-9799
MAIL zaisei-c@vill.minamiminowa.lg.jp